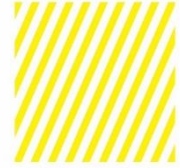


次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

中学生・高校生 進学ガイドブック



茨 木 市



あなたは、学校を卒業したら、どんなことがしたいですか？

すでに目標が決まっている人もいれば、まだ将来のことがわからない人もいます。

夢や目標をかなえるために、専門的な知識や技術の習得が必要になることがあります。また、進学状況で就職先が限定されることもあります。

夢や目標、将来やりたいことをかなえるため、進学をしたい気持ちがあるのに、家庭の事情で進学をあきらめないでほしい。この案内はあなたの将来を切り開く助けになればと思い、作成しました。



も く じ

～中学校卒業編～

中学校卒業後の進路について	3
高校進学で必要になる費用について	4

～高校卒業編～

高校卒業後の進路について	6
大学や専門学校に進学する場合について	7・8

～共通編～

アルバイトをした場合の取り扱いについて	10
助成制度と奨学金制度について	11
就職活動や就職した場合の取り扱いについて	12

中学校卒業編



中学校卒業後の進路先について

3年間

全日制高校

・普通科 ・専門学科 ・総合学科

普通科は主として共通教科、専門学科は主として専門科目、総合学科は選択科目から自らの興味や進路に応じて選択した科目を勉強します。

3～4年間

定時制高校

夜間など特別な時間に授業を受けることができる学校です。

学校により、授業を受けられる時間帯(午前・午後・夜間)が異なります。

3年以上

通信制高校

毎日、学校に通学する必要がなく、レポートやスクーリングにより単位をとれますが、自分で学習時間を確保し、勉強する必要があります。

3年間

特別支援学校高等部

障害の種類によらず、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応え、自立するための知識や技術を身につけます。

5年間

高等専門学校

技術者を養成することを目的とした学校です。卒業後は就職だけではなく、大学等に進学する人も多いです。

3～4年間

クリエイティブスクール

全日制総合学科と多部制単位制普通科があります。学ぶ時間帯が選べ、いろんな選択科目から学ぶことができます。

1年以上

(卒業資格は3年以上)

高等専修学校

社会に出てすぐに役立つ実践的な職業教育を行い、いろいろな分野でスペシャリストを目指します。

高校進学で必要となる経費について

【生活保護制度で支給できるもの】

公立高校も私立高校も基準額や上限額まで支給されます。

また、認定期間はその学校における正規の就学年限です。留年などで就学年数が増えた場合、超過年度は支給されません。

支給の対象となるもの		内容	上限金額
入学時に必要な費用	入学考査料	原則 2 回までの入学考査料	30,000 円/回
	入学料	入学に必要な費用	大阪府立公立高校と同額
	入学準備金	学生服、通学用カバン、靴など学校指定用品等の購入費用	118,200 円以内
在学中、進学時等に必要なもの	基本額（学用品）	学用品など	7,300 円（月額）
	学級費	PTA 費用など	2,170 円（月額）
	学習支援費	クラブ活動等に必要な費用	原則 101,000 円以内（年間）
	通学費	交通費	実費
	教材費	正規の授業で使用する教科書等の購入費用	実費

※ 入学料は全日制を基準としています。定時制・通信制の場合は金額が異なります。

※ 購入品目や金額がわかる資料（入学案内、購入リスト、納付書、領収書）が必要となりますので、大事に保管してください。

生活保護制度で支給できないもの

修学旅行費・大学進学資金・塾代など。

これらの経費は高校生本人のアルバイト等の収入や貸付金により、まかなうことができます。ただし、必ずケースワーカーに事前相談してください。

高校の授業料について

授業料は、国や大阪府の制度により、公立高校、私立高校問わず、実質無償化されています（ただし、大阪府内の学校に限定されるなど、一部条件があります）。

公立高校は、授業料の納付は必要ありません。しかし、私立高校は 10 月 1 日時点で在学していることが補助金支給の条件となるため、私立高校が定める期日までに授業料をいったん納める必要があります。

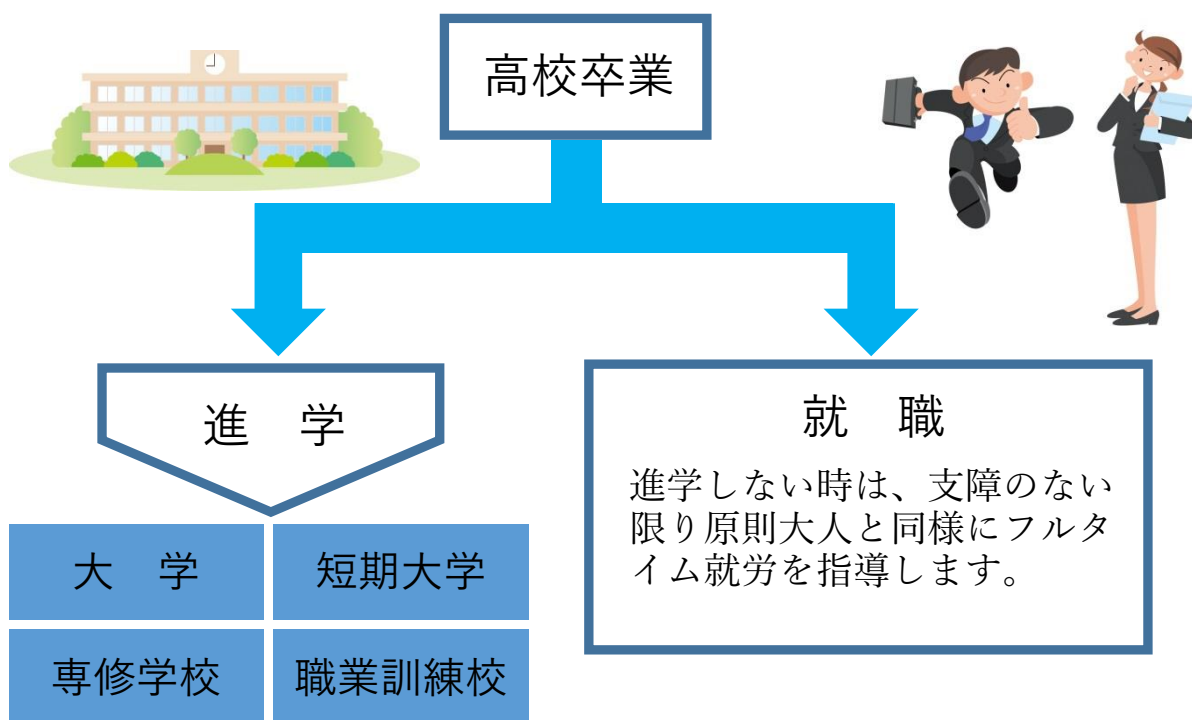
詳しくは、夢を実現する奨学金（検索サイトから「茨木市 夢を実現する奨学金」で検索）をご覧ください。

高校卒業編



高校卒業後の進路について

【高校卒業後の進路先を見てみよう！！】



大学(昼間部・夜間部)

教養教育とより専門的な学問を学ぶための学校です。

企業への就職に大学卒業資格を必要とする場合があります。

4～6年間

短期大学

教養教育を学びます。

専門的職業の養成コースがある学校もたくさんあります。

2～3年間

専修学校(専門課程・一般課程)

職業訓練や専門的な技術教育を学ぶことでさまざまな分野のスペシャリストを目指します。

2年以上

その他

職業訓練校、障害福祉サービスによる通所施設、障害の内容や程度に応じた職業訓練や社会参加などもあります。

希望する進路が決まったら、担当のケースワーカーに報告してください！！

大学や専門学校等に進学する場合について

奨学金等を受けながら大学等に進学する場合は、【世帯分離】となります。
世帯分離とは、大学等に進学する人を生活保護世帯の対象からはずすことです。
大学等に進学した場合、どのようになるのか見てみましょう。

●大学等に進学した人の保護費は支給されません【世帯分離】

生活保護の制度上、生活保護を受給しながら大学等に進学することはできません。
(ただし、日中は就労し、夜間に大学等へ通う場合は、生活保護を受けながら大学等の進学が認められる場合もあります。)

そのため、大学等に進学する人を生活保護の対象から外すことで、進学を認めることができますが、世帯が生活保護から受け取る金額も少なくなります。

ただし、住宅扶助は世帯分離した人を含めた人数で認定されるので、世帯分離前と変更ありません。

●国民健康保険に加入する必要があります

世帯分離の決定後、速やかに国民健康保険担当課で加入手続きを行い、国民健康保険被保険者証を医療機関に提示する必要があります。

●自分の生活費は自分で工面することとなります

大学等に進学すると、生活保護の対象からはずれるため、自分の食費や洋服代、友達との交際費、通学の交通費、学校の教材費、国民健康保険料や医療費なども自分でまかなわなければなりません。

年金について 20 歳になれば、学生納付特例制度の手続きを行うことで国民年金保険料の納付を猶予できます。★年金は老後だけではなく、お身体が不自由になった場合にも受給できる可能性があるため、必ず手続きしましょう

●収入申告や在学証明書などの書類の提出が必要となります

世帯分離となり、生活保護の対象からはずれた場合でも、世帯分離の要件を確認するために収入申告が必要となります。

また、年に1回、在学確認のために在学証明書の提出が必要となります。

●進学準備金が支給されます

大学等に進学する場合、準備金として一時金が支給されます。

自宅から通う場合:10 万円 自宅以外から通う場合:30 万円

大学入学時に必要な金額

大学に進学するには、まとまったお金が必要となります。初年度に必要なとおおまかな金額は次のとおりです。(学校や学部等により金額が異なります)

種 別	入学料	授業料	その他の費用	合計
国公立大学	282,000 円	535,800 円	71,200 円	889,000 円
私立大学（文系）	250,000 円	800,000 円	167,000 円	1,217,000 円
私立大学（理系）	250,000 円	1,200,000 円	330,000 円	1,780,000 円
専修学校（専門課程）	200,000 円	700,000 円	500,000 円	1,400,000 円

※夢を実現する奨学金（茨木市教育委員会発行）参考

世帯分離後の生活費について

大学等へ進学すると世帯分離になり、生活保護費が少なくなります。

どの程度生活保護費が少なくなるのか、3人世帯が2人世帯になった場合を例にすると次のとおりとなります。

【例】母親と妹の3人世帯の場合

世帯分離前

3人が生活保護

(母：43歳・私：高3・妹：高1)

3人世帯
家賃以外の生活費
約20万円

世帯分離後

母と妹の2人は生活保護
大学生の私は生活保護対象外

(母：44歳・妹：高2・私：大1)

2人世帯
家賃以外の生活費
約15万円

大学に進学した人の生活費は算定されなくなるため、世帯分離前と比べて約5万円少なくなります(家賃額は世帯分離後も変更ありません)。

そのため、大学等に進学した場合、自分自身の生活費はアルバイトや奨学金などでまかなう必要があります。

もし、就労収入や奨学金などの収入があった場合は、世帯分離中でも収入申告を行う必要があります。

共通編



アルバイトを始めた場合の取扱いについて

アルバイトなどをして収入を得た場合の注意点を確認して、自分の将来につな
ぎましょう。

●収入額により、生活保護費が変更になります

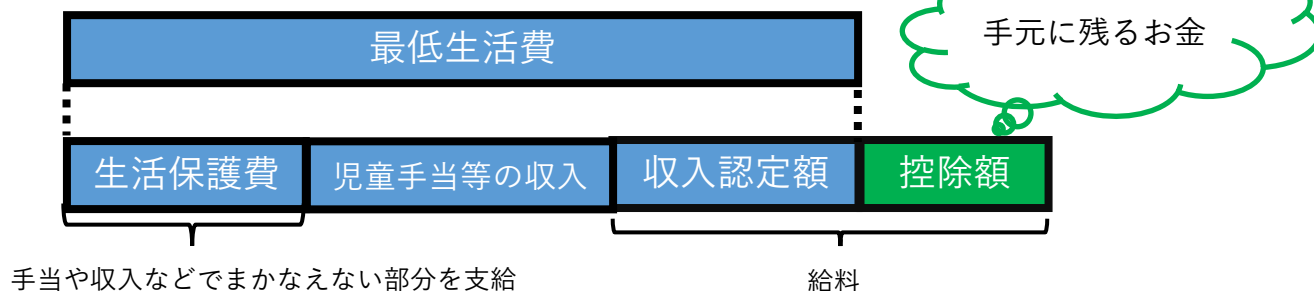
生活保護世帯で使える生活費(最低生活費)は世帯の人数や年齢によって決ま
っていて、収入がある場合は生活保護費を減額する場合があります。

ただし、就労で得た収入は全額、生活保護費から引かれるのではなく、基礎控除、未成年控除、必要経費といったお金は手元に残ります。

●収入の申告が必要となります

給料をもらったら、収入申告書を書いて、給与明細書と一緒に担当のケースワーカーへ速やかに提出しましょう。未申告の場合は不正受給としてアルバイト代を全額徴収することとなるので、必ず申告してください。

《生活保護費の計算方法のイメージ》



高校生の人が就労した場合、実際にどの程度のお金の手元に残るのか、具体例を見てみよう。

◎ 1 か月のアルバイト代：50,000 円 1 日の交通費：300 円 就労日数：10 日

収入額	50,000 円…①
基礎控除額 ※1	18,400 円…②
20 歳未満控除額	11,900 円…③
必要経費 ※2	3,000 円(300 円×10 日間分)…④
収入認定額	16,700 円 (①－②－③－④)

手元に残るお金は
②+③+④の 33,300 円

50,000 円のうち、
16,700 円が生活保護費から
調整されます。

※1 基礎控除額は「就労人数」と「収入額」で変動します。

※2 交通費など働くために必要であると福祉事務所が認めたお金のことです。金額がわかる書類や領収書の提出が必要となります。

高校生に限り、修学旅行費・大学進学資金・塾代は、働いたお金をすべて手元に残すこともできます。いろいろな条件があるので、事前にケースワーカーへ相談してください。

助成制度と奨学金制度について

高校や大学に進学する時に必要となる費用がまかなえない時は、助成制度や奨学金制度を利用することができます。これらの制度は、種類によって対象者（高校生対象・大学生対象など）や申請時期が異なっています。

自分が希望する進路は、どのくらいの費用が必要となるのか、費用をまかなえない時には、どの制度を利用するのかを事前に確認することが大事です。

助成制度や奨学金制度の詳細については、夢を実現する奨学金（検索サイトから「茨木市 夢を実現する奨学金」で検索）をご覧ください。

高等教育の修学支援新制度について

返還不要の「給付型奨学金」と「授業料等減免」の制度があります（新制度のみで学費全てを賄うことは難しいので別途奨学金の手続きは必要になります。また、給付は入学金や学費の納付期限に間に合わないため、その間、奨学金を借り入れる必要があります）。対象となる学校が確認しておいてください（文部科学省のHP参照）。また、進学先で出席率、単位取得数が基準を下回る場合、支援が打ち切られる可能性があります。申込期間は高校により異なりますので忘れず確認してください。

奨学金の返済について

日本学生支援機構の場合、奨学金の返済は大学等を卒業後、7か月目から開始されます。

3月に卒業する場合、10月から毎月27日に口座から引き落とされます。返済を延滞すると延滞金が必要となります。また、延滞が長期になるとクレジットカードが使用できなくなり、ローンも組めなくなるなど、生活に支障が出ることとなります。借入金額が少ない程、返済額も少なくなります。高校生の時にアルバイトをしている場合は、奨学金の借入額が少なくなるよう貯金することを考えてみましょう。

奨学金の返還シミュレーション（第二種奨学金 4年生大学 年利3%の場合）

借入月額	借入月数	借入総額	返還総額	返還月額	返還回数（年数）
30,000 円	48 か月	1,440,000 円	1,761,917 円	11,293 円	156 回（13 年）
50,000 円	48 か月	2,400,000 円	3,018,568 円	16,769 円	180 回（15 年）
80,000 円	48 か月	3,840,000 円	5,167,586 円	21,531 円	240 回（20 年）
100,000 円	48 か月	4,800,000 円	6,459,510 円	26,914 円	240 回（20 年）
120,000 円	48 か月	5,760,000 円	7,751,445 円	32,297 円	240 回（20 年）

借入総額と返還総額の差額が利息として支払う金額です。
借入総額が少ない程、支払う利息は少なくなります。

就職の相談はどうすればいいの？

ハローワークやジョブカフェなどで仕事探しの相談ができます。

また、福祉事務所では仕事探しの専門員と一緒に就職活動のお手伝いをする就労支援事業も行っています。興味があれば担当のケースワーカーに相談してください。

就職したら生活保護はどうなるの？

生活保護は世帯の収入の不足分を補う制度です。働いて得たお金は収入とみなされるため、自分で働いて得た給料を家族の生活費にあてる必要があります。

家族の収入が最低生活費(国が定めた最低限必要な生活費)よりも多くなれば、生活保護から自立できます。

また、高等学校等を卒業後、安定した就労先に就職し、生活保護から自立することが見込まれる場合は就職準備金が支給されます。支給には条件がありますので、担当のケースワーカーに相談してください。

大学など卒業したら世帯分離はどうなるの？

世帯分離は大学や専門学校などに進学することを条件に行っているので、大学や専門学校を卒業して家族と一緒に生活する場合は世帯分離が解除になります。

そのため、あなたは家族と同じように生活保護が適用されるので、自分の能力に応じて就労し、その収入は家族の生活費にあてることになります。



問い合わせ先
茨木市福祉事務所
(福祉部 生活福祉課)
電話番号：072-620-1635 (直通)
担当ケースワーカー ()